

第二次トランプ政権における ICE（移民関税執行局）の活動と国際社会

内田 芳樹（MDP ビジネスアドバイザー（株））

第二次トランプ政権は、2025年1月20日の発足時に大統領令 14159 “Protecting American People Against Invasion”を発し、国家としての移民法執行は、米国の国家安全保障と公共の安全にとって重要（critical）でアメリカ人の利益を第一に掲げ、彼らの安全、安心、及び金銭的・経済的利益（well-being）を優先することは政府の神聖な義務であるとした。その上で、従来の民主党バイデン政権時の移民関連大統領令 13993（2021年1月20日）、同 14010、14011 及び 14012（2021年2月2日）を廃止し、移民法執行を行う Immigration and Customs Enforcement,（移民関税執行局、以下「ICE」）の上位機関である国土安全保障省長官に対し移民・関税法執行、国境管理の重要性を伝え、違反者に対する捜査や刑事罰執行について司法省との共労（coordination）を求めている。

結果的に、第二次トランプ政権で ICE は、人員面でも予算面でも大幅な増加となり、また一般報道で見られるように、時には常軌を逸した（適正手続き違反を含む）厳しい取締り例が多く見られる状況が報道され、ICE に対する国民的な不安と不満が少なくとも一部地域で急速に増大している模様である。

本発表では、特に最近ミネソタ州等で現地州政府や市長との間で紛争を起こした「ICE」の業務内容の検証とその法的分析に重点を置きたい。現地進出を行っている日本企業、その現地法人での対応を含め、トランプ政権の法政策をより具体的に理解することにより、例えば現地法執行当局に行き過ぎがあってもその問題点指摘と効果的対応を迅速にとれるよう、また現地法執行当局からの我々の良識に反する問い合わせ等に対しても自らの立場と状況に見合った最適と考えられる対応をとりやすくするための手法の提供を目指すものである。

そして、トランプ政権側が問題視する地方政府固有の自治権（Sanctuary Jurisdiction, 聖域管轄権）が連邦憲法の規定にかかわらず、連邦法の規制から免れるか否かの問題を提起し、加えてその報道に対する表現の自由の問題もあり、判断が難しい法的問題が生じている点についても触れたい。なお、現地の状況は国土安全保障省長官が辞任を余儀なくされる（本年2月17日公表）等、極めて流動的である。トランプ政権の今後も踏まえ、日系現地拠点・関連会社等の対応にも注意が必要と言える（企業として、各々説明責任を考慮すべき状況）。

また ICE の活動は、国境を越えた「人身売買」「不法移民取締」等に限らず、「テロ対策」「国家安全保障」の観点からも行われており、米国内ばかりでなく、関係国における米国刑事罰の域外適用の問題も発生してきている。これらの事例にも時間的に許される範囲で、分析を試みたいと考える。

以 上